

第2号様式（第3条関係）

四日市市インターンシップに関する協定書

四日市市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、乙の学生及び生徒（以下「研修生」という。）を甲へインターンシップ（以下「研修」という。）に派遣するにあたり、次のとおり協定書を締結する。

（研修生の派遣及び受入）

第1条 乙は、別紙研修生名簿に記載する研修生を甲に派遣し、甲は、これを受け入れるものとする。

（研修生の身分）

第2条 研修生は、研修期間中、甲の職員としての身分を保有しない。

（研修期間）

第3条 研修生の研修期間は、別紙研修生名簿に記載のとおりとする。

（研修時間）

第4条 研修生の研修時間は、甲の職員に適用される勤務時間の例による。

（報酬等）

第5条 甲は、研修生に対して、報酬、旅費及びその他の費用を支給しない。

（研修中の事故責任）

第6条 乙及び研修生は、研修期間中の事故に備え、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 研修生が、研修期間中に甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙及び研修生は、甲又は第三者に対して連帯して責任を負うものとする。

（遵守する事項）

第7条 乙は、研修生に対し、予め次の事項を十分に事前指導し、遵守させなければならない。

(1) 研修に当たっては、法令（甲の条例、規則等を含む）を遵守し、甲の職員の指導、監督、助言等に従うこと。

(2) 研修に当たっては、甲の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行わないこと。

(3) 甲の実施する事務事業を阻害するような行為を行わないこと。

(4) 研修に当たり知り得た情報（公開されているものを除く。）は、何人にも漏らしてはならない。研修終了後も同様とする。

(研修の中止)

第8条 研修生としてふさわしくない行為があった場合は、甲は研修をただちに中止することができる。

(研修状況の報告)

第9条 甲は、乙が研修生の研修内容について報告を求めたときは、これを行うものとする。

(研修生の個人情報)

第10条 甲は、研修に際して知り得た研修生の個人情報を、第三者に開示、提供、漏洩し、または研修実施以外の目的で使用してはならない。

(その他)

第11条 この協定書に関し疑義が生じた場合又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この本協定書の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印（乙については代表者の署名又は記名押印）の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 三重県四日市市諏訪町1番5号
四日市市
四日市市長

乙